

監事を知っておきたい 学校法人の税務

H29.10.13

公認会計士 佐々木 正

監事が知っておきたい 学校法人の税務

1. 学校法人を取り巻く主な税目の概要

課税庁	税目	課税方式	課税時期	関連する事務
国	法人税、消費税	申告納付	各年度毎	会計・決算を基礎とする
	源泉所得税	徴収納付	毎月	給与計算等、年末調整
	登録免許税、印紙税	納付または貼付	文書作成時	
都道府県	法人県民税、法人事業税	申告納付	各年度毎	会計・決算を基礎とする
	不動産取得税	賦課納付	取得時	
市区町村	法人市民税	申告納付	各年度毎	会計・決算を基礎とする
	特別徴収個人住民税	徴収納付	毎月	給与計算
	固定資産税	賦課納付	毎年1月1日	

監事が知っておきたい 学校法人の税務

2. 学校法人の税務に潜むリスク

① 非営利法人としての特殊性からのリスク

- 脱税に対しては社会的な非難が強く、教育機関としてのイメージダウンに直結する
- 学校法人特有な事例については、裁決事例等が少なく、前例を参考にした検討ができないことが多い
- 種々の非課税制度があるため、とりわけその範囲(課否)判定に多大な事務負担を要する

監事が知っておきたい 学校法人の税務

2. 学校法人の税務に潜むリスク

②内部統制上のリスク

- 税制が複雑なため税務すべてをとにかく少数の担当者に頼ることとなり、その判断が学内の承認を受けずに事実上学園としての判断となってしまうことがある
- 税務に関する事実関係や判断の情報が学内で共有されず、担当者が異動した場合など、「理解している者がだれもいない」状況になりかねない
- 税務上の適用誤りや判断の誤りが認識されずに永年放置されたり、税務調査で多額な更正を求められることがある

監事を知っておきたい 学校法人の税務

2. 学校法人の税務に潜むリスク

③ 周辺会計や預り金をもたらすリスク

- 学校本体の活動と周辺団体の活動との区分は、当然に税務上の問題でもある
- 預り金として経理処理していても、年度の収支差額(差益)が学校に帰属するのであれば、税務上も預り金とはいえない

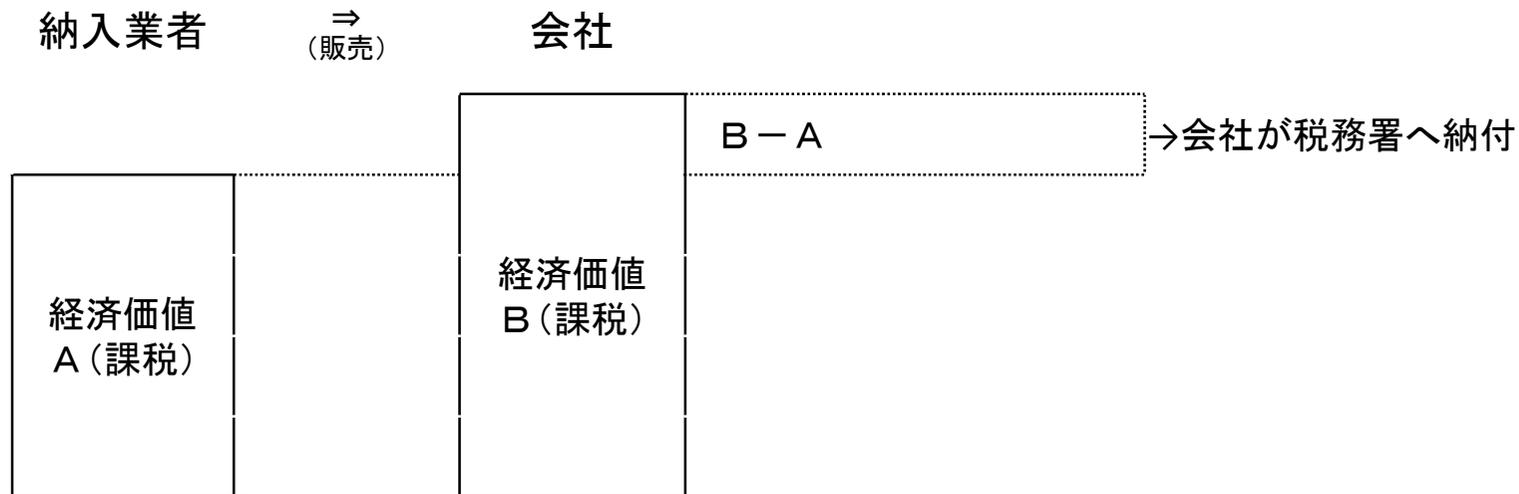
監事が知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

①消費税はそれほど軽減されていない

【消費税の基本的な計算構造】

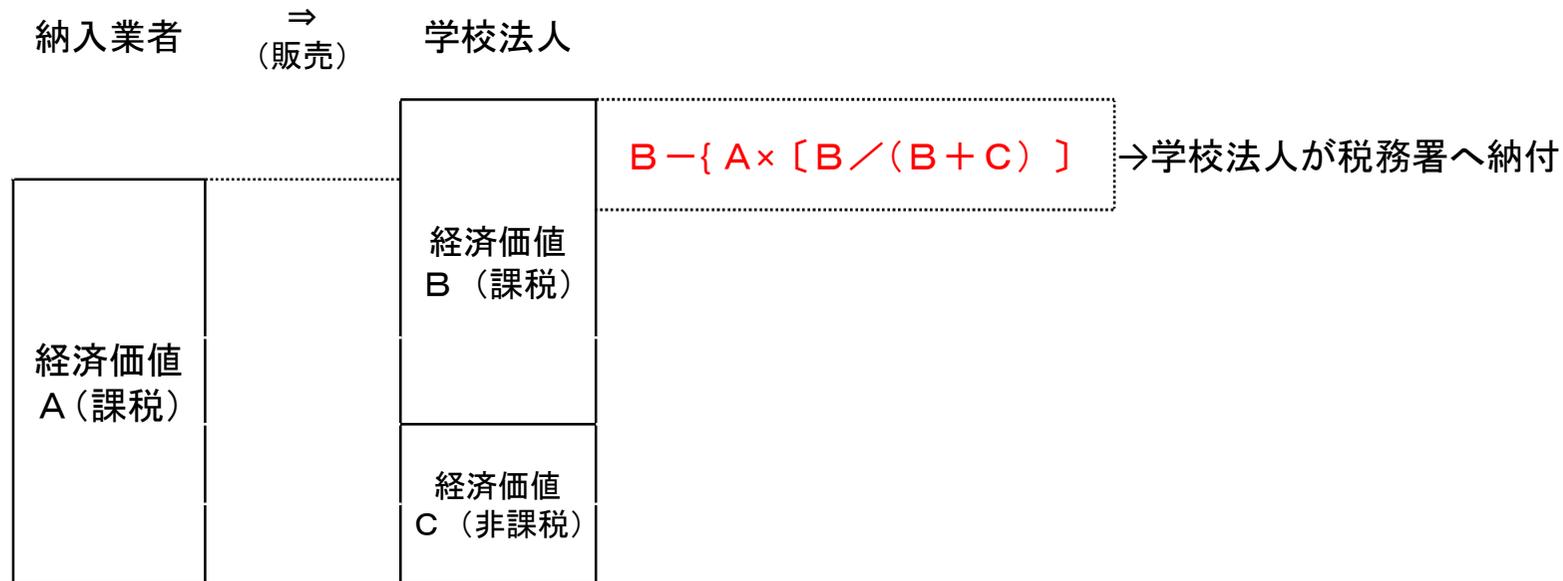
ア) 会社の場合



監事が知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

① 学校法人の場合



この他、補助金、寄付金など特定の非課税収入に基づく調整計算を要する場合がある。

監事が知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

②消費税については、個々の取引を日々会計帳簿に記帳する段階で課税非課税等の判定が求められ、事務負担が広範かつ大きい

- 学校の会計システムの多くは仕訳入力時に消費税の課税・非課税等の情報を入力するので、仕訳時点で消費税に関する的確な判断が要求される
- とりわけ支出取引については、購入部署にその判断資料が保管されるため、経理部署では判断できないことがある

監事を知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

➤ 「非課税」、「免税」、「不課税」

[Q] 「非課税」と「免税」、「不課税」はそれぞれ意味が違うようですが、どのように違うのでしょうか。

[A] 消費税は、原則として国内でのすべての物品やサービスの販売・提供に対して広く負担を求める税金であるといえますが、これらの中には、消費税を課税することになじまないものや、社会政策的な配慮から課税の対象としないこととされる物品やサービスの提供・消費もあります。これらが「非課税」取引といわれるものです。

具体的には、土地の譲渡・貸付け、学校法人が行う教育役務の提供など（消費税法別表第一に掲げる取引）と、特定の外国貨物の保税地域からの引取り（同法別表第二に掲げる取引）がこれに該当します。

つぎに、「免税」とは、原則は課税される資産の譲渡等であるもののうち、ある特定の条件のものについて、その消費税を免除することをいいます。具体的には、輸出取引や輸出類似取引については消費税は「免税」とされています（消法7ほか）。

また、不課税とは、消費税法の適用対象外となる取引をいい、消費税法の、国内における資産の譲渡等や輸出等に該当しない取引をいいます。例えば、国外における取引及び損害賠償金、出資配当、寄付等がこれに該当します。

いずれも微妙なものの判定にあたっては、詳細な要件に照らして判断することが必要です。

監事を知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

③消費税は、種々の選択につき事前の届出を要するものがあり、判断を誤ると金額的に多額の不利を受けるリスクがある

[届出書の例]

- ・ 消費税課税事業者選択届出書
- ・ 消費税課税事業者選択不適用届出書
- ・ 消費税簡易課税制度選択届出書
- ・ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書

◎上記は、いずれも適用を受けようとする事業年度の前事業年度末までに提出することを要する

監事が知っておきたい 学校法人の税務

3. 消費税について

➤ 課税事業者となるための届出の手続

[Q]当学校法人は、来年度に大規模な施設の取得を計画しており、試算によりますと消費税の還付が見込まれますが、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるため、来期は免税事業者となります。この場合、消費税の申告ができないので、消費税の還付を受けることはできないのでしょうか。なお、簡易課税の選択届を提出したことはありません。

[A]基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合でも、所轄税務署長に対して「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより、課税事業者となることができます(法9④)。この届出は、原則として、適用を受けようとする事業年度の前事業年度末までに提出することとされます。

したがって、今年度中に消費税課税事業者選択届出書を提出すれば、来年度は課税事業者となり、消費税の還付を受けることができます。

監事が知っておきたい 学校法人の税務

4. 収益事業課税(法人税等)

①法人税等は、収益事業の所得(利益)についてのみ課税される。収入については比較的容易に把握できるが、支出、とりわけ課税事業と非課税事業に共通な経費については合理的な按分計算が必要

- 法人税取扱通達にもあまり具体的な規定がなく、学園の判断と根拠資料の整備が必要となる

(例)減価償却額、光熱水費などの間接費についての収益事業部分の算定

【参考】法人税基本通達15-2-5 より

(2)収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用又は損失の額は、継続的に、資産の使用割合、従業員に従事割合、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他当該費用又は損失の性質に応ずる合理的な基準により収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、これに基づいて経理する。

監事を知っておきたい 学校法人の税務

4. 収益事業課税（法人税等）

②課税の趣旨が一般普通法人との業域競合関係の適正維持および課税の公平維持を目的としているため、教育事業だから非課税という図式はかならずしも成り立たない

- 私立学校法上の収益事業と法人税法の収益事業ではその範囲は異なる
- 学校の本会計の中にも収益事業課税の対象となるものがある
（例）資産売却収入、付随事業・収益事業収入、雑収入などの一部

【参考】法人税基本通達15-1-1

公益法人等が令第5条第1項各号《収益事業の範囲》に掲げる事業のいずれかに該当する事業を行う場合には、たとえその行う事業が当該公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。

監事が知っておきたい 学校法人の税務

4. 収益事業課税(法人税等)

③非課税の事業で出た損失は、税務上の損失とはならないので、損失の発生はそのまま財務に影響する

- たとえば、不動産売却や余資運用等で多額の損失が発生しても、それらが収益事業上の損失でないかぎり、税金の減少要因とはならない
(そもそも非課税の事業では税金を負担していないから このことは当然であるが、損失の発生が財務に与えるインパクトは一般企業に比べて大きくなる)

監事を知っておきたい 学校法人の税務

4. 収益事業課税(法人税等)

➤ 固定資産の処分損益

[Q]当学園には昭和40年に取得した土地があり、その敷地で昭和58年から賃貸施設の貸付業を営んでまいりました。この度、この事業を廃止するとともにその施設を取壊し、更地として不動産開発業者へ売却しようとしています。この場合、売却益の課税関係はどうなりますか。

[A]現に営んでいた収益事業(不動産貸付業)の廃止にともなって土地等の固定資産を譲渡した場合の譲渡損益は、一種の清算損益であり、継続事業に対する課税を原則とする税法の立場からはその収益事業の付随行為ともいえず、収益事業には含めなくて差し支えありません(法人税基本通達15-2-10(2))。

監事が知っておきたい 学校法人の税務

4. 収益事業課税(法人税等)

④周辺団体の収支

〔Q〕当学校法人では、後援会が毎年いくつかの行事を催し、その収益金(諸経費を差引いた利益)を学校に寄付してきます。収益事業として課税されるでしょうか。

〔A〕後援会、同窓会、PTA等の周辺団体は、それらが学校法人とは別の独立した団体として運営されていれば、学校とは別個の人格なき社団として収益事業課税の対象となり、事業の内容のうちに収益事業に該当するものがあれば、その団体として法人税等の税務申告が必要となります。一方、寄付を受入れる学校法人としては収益事業には該当しません。ただし、意思決定や資金の管理の状況等からみて、学校法人から独立せず、学校法人そのものの活動の一部としての実態がある場合は、学校法人の収益事業として認定されることもあり得るでしょう。

監事が知っておきたい 学校法人の税務

5. 源泉所得税

①学校法人も給与や報酬の支払者として一般企業と同様、源泉徴収義務者である

- 講演料や契約職員、派遣職員等への支給については、税務上給与か報酬かの判定が問題となる
- 外国人教授や留学生について、非居住者としての扱いや租税条約に関する知識が必要となる
- 源泉所得税の最終的な負担者は給与や報酬の受領者であるが、徴収・納付については一次的に学校(支払者)に義務がある

監事を知っておきたい 学校法人の税務

5. 源泉所得税

②不祥事(資金不正流用、使途不明金など)の顛末と所得税の認定

- たとえば学校法人の資金を理事や教職員が自己のために流用した場合、学校法人としてその理事・教職員に返済を求めないこととすると、税務上はその理事・教職員に対して給与を支給したものと認定され、原則としていわゆるグロスアップ計算により源泉所得税の納付を求められることとなる
- また、一旦返済を求めても税務上回収不能に至っていない状況で回収不能として処理してしまうと同様の認定をされるおそれがある
- 税務上の不正として認定された場合、別途、重加算税を課される場合がある

監事を知っておきたい 学校法人の税務

6. 寄付金税制

①学校法人への寄付金に対する税務上の優遇措置

1. 受配者指定寄付金
2. 特定公益増進法人に対する寄付金
3. 所得税税額控除

➤ 学校法人への寄付者が上記の優遇措置を受けるためには、学校法人が予め所定の証明を受けていることが必要

監事が知っておきたい 学校法人の税務

7. おわりに～監事として税務にどう対応するか～

①税務は経理事務の一部であると明確に位置づける

消費税、収益事業課税額の算定・申告は決算手続の一環である

②税務についての内部統制に留意する

③多額な施設関係支出や特殊な収支がある事業年度は、税務にどのように反映されているかを確認する

④外部監査人(監査法人、公認会計士)および顧問税理士との協議事項に税務を含める

【学校法人を取り巻く主な税金】

I 学校法人の消費税の概要

1. 消費税の最終的な負担者

消費税は、物品・サービスの流通の各段階で追加された価値（付加価値）に対して課税される税金で、最終的な負担者は物品やサービスの消費者です。この負担は、物品・サービスの購入先に対する代金に消費税を含めて支払うことにより行われます。学校法人の場合、一般に非課税収入や不課税収入が多いため、**学校法人が物品・サービスの購入先に対して支払った消費税のうち、その流通（販売）先（学生、父兄等）に転嫁できない部分については消費者と類似した立場で消費税を負担していることとなります。**この関係と、以下に述べる消費税の税務署への申告・納付義務とは別の側面ですので、まずこの点を再確認してください。

なお、消費税は、厳密には国税としての消費税と地方税としての地方消費税の双方を含みますが、以下、特に断らないかぎり、地方消費税を含むものとして扱います。

2. 消費税の申告・納税義務者

次に、消費税の申告・納税義務者ですが、これは事業者（法人および事業を行う個人）であり、事業者が国内で課税資産・サービスの譲渡等を行った場合に、消費税の申告・納税義務が生じます（消法5）。**学校法人も事業者ですから、国内で課税資産・サービスの譲渡等を行えば、消費税の申告・納税義務が生じます。**

ただし、その課税期間の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下である事業者は、課税事業者となることを選択した場合を除き、申告・納税義務が免除されます。この事業者を**免税事業者**といいます（消法9）。

なお、これらの事業者でも次のように特定の場合には課税事業者となります。

【基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも免税事業者となれない特定の場合】

- ①課税事業者を選択した事業者が、新たに課税事業者となった事業年度以後2年度の間
に一つ（一取引単位）100万円以上の固定資産（これを調整対象固定資産といいます）
の課税仕入れを行い、簡易課税制度（6項参照）を適用せずに消費税の申告を行った場
合の、その調整対象固定資産購入年度から3年度間
- ②資本金1,000万円以上の新設会社
- ③平成25年1月以後開始事業年度のうち、直前事業年度の前半6ヵ月の課税売上高ま
たは給与等支給額が1,000万円を超える場合
- ④簡易課税制度を受けていない課税事業者が、一つ（一取引単位）1,000万円以上の課税
仕入れ（高額特定資産）を行った場合の、その事業年度を含めて以後3年度間
（平成28年4月1日以後の高額特定資産の取得から適用）

3. 消費税の課税対象

消費税の課税対象は、国内において事業者が行う資産の譲渡等（事業として対価（代金）を得て行う資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供）とされています（消法4①）。

（1）国内での資産の譲渡等

消費税は国内で消費される財貨・サービスに対して負担を求めるものですから、国内で行われる取引のみが課税の対象とされています。

したがって、国外で行われる取引は、そもそも課税の対象になりません。また、輸出取引は免税（課税取引であるが、税率が0）とされます。

一方、輸入取引など海外からの物品を保税地域から引き取る場合は消費税が課税され、税関への申告・納付が義務付けられています。

（2）事業者が事業として行う取引

消費税は事業者が事業として行う取引が課税の対象になります。

したがって、事業者以外の者が行う取引や、事業者であっても事業外の取引は課税の対象になりませんが、法人の行う取引はすべて事業取引となります。

事業とは、同種の行為を反復、継続、独立して行うことをいい、その規模を問わないこととされています。

なお、事業活動に付随して行われる取引は事業として行う取引に含まれます。

（3）対価を得て行われる取引

消費税は対価を得て行われる取引に対して課されますので、**無償の取引は原則として課税の対象になりません**。ただし、個人事業者が事業の用に供していた資産を家事のために消費または使用した場合や、法人が資産をその役員に対して贈与した場合には、例外的に、事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされ、課税の対象となります。

（4）課税対象となる資産

課税対象となる資産とは、取引の対象となる一切の資産を含み、棚卸資産や固定資産のような有形資産に限らず、権利その他の無形資産もここにいう資産に含まれます。

（5）資産の譲渡等

資産の譲渡等とは、資産の譲渡（資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいいます）および**貸付けのほか、役務の提供を含みます**。

資産の貸付けには、資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含むこととされています。「資産に係る権利の設定」とは、例えば、土地に係る地上権もしくは地役権、特許権等の工業所有権に係る実施権もしくは使用権または著作物に係る出版権の設定等をいい、「資産を使用させる一切の行為」とは、たとえば、工業所有権等の使用、提供や著作物の複製、上演等をいいます。

役務の提供とは、例えば、土木工事、修繕、保管、印刷、広告等のサービスを提供することをいい、弁護士、会計士等いわゆる自由業もこれに該当します。

なお、代物弁済、負担付き贈与、現物出資などの特定の取引は、対価を得て行われる資産の譲渡等を含むこととされています。

4. 非課税となるもの

消費税の課税対象は、国内において事業者が行う資産の譲渡等ですが、これらの資産の譲渡等の中には、消費に負担を求める消費税としての性格上、課税の対象としてふさわしくないものや社会政策的観点から課税することが適当でないものがあり、次の取引については非課税とされています（消法6、別表第一）。

- ① 土地の譲渡、貸付け（一時的に使用させる場合等を除きます。）
- ② 有価証券等または支払手段（手形、小切手など：収集品、販売用のものは除きます。）の譲渡
- ③ 利子を対価とする金銭・資産の貸付け等の金融取引、保険料を対価とする役務の提供等
- ④ 郵便事業株式会社および一定の販売所（簡易郵便局）が行う郵便切手類または印紙の譲渡、地方公共団体の行う証紙の譲渡
- ⑤ 物品切手等（商品券、プリペイドカードなど）の譲渡
- ⑥ 国、地方公共団体、公共法人、公益法人等が法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供
- ⑦ 外国為替及び外国貿易法に規定する一定の外国為替業務としての役務の提供
- ⑧ 健康保険法等の医療保険各法や公費負担医療制度に基づいて行われる医療の給付等
- ⑨ 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス、施設介護サービス等
- ⑩ 社会福祉事業、更生保護を行う事業等として行われる資産の譲渡等
- ⑪ 助産に係る資産の譲渡等
- ⑫ 埋葬料、火葬料を対価とする役務の提供
- ⑬ 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等
- ⑭ 学校等における授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料を対価とする役務の提供
- ⑮ 一定の教科用図書の譲渡
- ⑯ 住宅の貸付け（一時的に使用させる場合を除きます。）

5. 申告消費税額の計算

（1）課税期間

課税期間（申告・納付する消費税額の計算の基礎となる期間）は、原則として、個人事業者は暦年、法人は各事業年度です（消法19）。ただし、課税期間を3か月もしくは1か月とする、課税期間の特例を選択することができます。

(2) 課税の対象額

課税の対象額（課税標準といいます）は、課税資産の譲渡等の対価の額（税抜きの課税売上高）です（消法28①）。なお、酒税、揮発油税等の個別消費税額は対価の一部を構成するものであり、消費税の課税標準に含まれます。

(3) 税率

消費税の税率は、消費税（国税）6.3%と地方消費税1.7%を合わせた合計8%の単一税率です（消法29）。

（注）8%への税率引上げ（平成26年4月から適用）に伴う経過措置の対象となる資産の譲渡等については、税率は5%（消費税4%、地方消費税1%）です。

(4) 仕入税額控除制度

取引の各段階での課税の累積を排除するために、仕入税額控除制度が設けられています（消法30）。

消費税の計算上、課税標準額（課税売上高）に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額およびその課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の合計額（課税仕入れ等の税額）のうち、課税売上割合（注）に応じた額として個別対応方式または一括比例配分方式によって算定した額を控除することができます。なお、課税売上割合が95%以上である事業者は、課税売上高が5億円を超える事業年度を除き、課税仕入れ税額の全額を控除することができます（消法30②）。

（注）課税売上割合＝課税売上高／（課税売上高＋非課税売上高）

個別対応方式：課税仕入れ税額を、売上高との関係で ①課税資産の譲渡等にのみ要するもの、②その他の資産の譲渡等にのみ要するもの、および③両者に共通して要するものに区分し、次の算式で仕入控除税額を算定する方法です（消法30②一）。

仕入控除税額＝上記①の課税仕入れ税額＋（上記③の課税仕入れ税額×課税売上割合）
（なお、申請により、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によることができます。）

一括比例配分方式：課税仕入れ税額全体を、課税売上割合で按分する方法です（消法30②二、④）。

仕入控除税額＝課税仕入れ税額×課税売上割合

一般に、〔課税仕入れ額の総額〕に占める〔課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ額（上記①）〕の割合が大きい場合は個別対応方式が有利傾向となり、また、〔課税仕入れ額の総額〕に占める〔その他の資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ額（上記②）〕の割合が大きい場合は一括比例配分方式が有利傾向となります。

(5) 課税売上割合の計算の特例

学校法人や財団・社団法人等のような、消費税法別表第三に掲げられている法人では、補助金や寄付などの**特定収入によって課税仕入れの一部が賄われている場合には**、

国や地方公共団体の場合と同様、通常の方法により算定された仕入控除税額にさらに**一定の調整計算が必要**となる場合があります（消法60）。

(6) 課税売上割合が著しく変動した場合の仕入控除税額の調整

一つ(一取引単位)100万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入れを行った年度の課税売上割合から、その年度を含む以後3期間の通算課税売上割合が一定割合以上に大きく変動している場合には、3年度目の事業年度において仕入控除税額の調整が必要となります（消法33：なお、3年度目までに売却・除却した場合は適用なし）。

(7) 課税業務用から非課税業務用に転用した場合等の仕入控除税額の調整

一つ(一取引単位)100万円以上の固定資産(調整対象固定資産)の課税仕入れを行い、その仕入れ税額について、個別対応方式により課税業務用のみに供するものとして仕入控除税額の計算を行った場合で、その調整対象固定資産を購入後3年以内に非課税業務用に転用した場合、また逆に、非課税業務用の調整対象固定資産を購入後3年以内に課税業務用に転用した場合には、その転用した期間に応じて仕入控除税額の調整が必要となります（消法34①、35）。

(8) 免税事業者が課税事業者となる場合等の棚卸資産に係る仕入控除税額の調整

免税事業者が新たに課税事業者となった場合には、免税最終事業年度末の棚卸資産のうち免税事業年度に仕入れたものに係る仕入税額は、その新課税年度の仕入税額とみなされ、仕入控除税額の計算に含めることができます。逆に、課税事業者が新たに免税事業者となる場合には、課税最終事業年度末の棚卸資産のうちその年度に仕入れたものに係る仕入税額は、その課税最終年度の仕入税額から除外され、仕入控除税額の計算に含めてはならないこととされています（消法36）。

6. 簡易課税制度とは

中小事業者の納税事務負担の軽減を図る観点から、**基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下**である課税期間については、その**前年度末までに簡易課税制度選択届出書を提出することにより**、仕入控除税額の計算を課税売上高に係る消費税額を基準として簡易に行える、簡易課税制度が設けられています（消法37）。ただし、つぎのような特定の場合には簡易課税の選択はできません(注)。

(注) 基準期間の課税売上高が5,000万円以下でも簡易課税を選択できない特定の場合：

- ①課税事業者を選択した事業者が、新たに課税事業者となった事業年度以後2年度の間一つ（一取引単位）100万円以上の固定資産（これを調整対象固定資産といいます）の課税仕入れを行い、簡易課税制度を適用せずに消費税の申告を行った場合の、その調整対象固定資産購入年度から3年度間
- ②資本金1,000万円以上の新設会社で設立後2年度の間一つ（一取引単位）100万円以

上の固定資産（これを調整対象固定資産といいます）の課税仕入れを行い、簡易課税制度を適用せずに消費税の申告を行った場合の、その調整対象固定資産購入年度から3年度間

③事業者免税点制度および簡易課税制度を受けていない課税事業者が、一つ（一取引単位）1,000万円以上の課税仕入れ（高額特定資産の取得）を行った場合は、その事業年度を含めて以後3年度間（平成28年4月1日以後の高額特定資産の取得から適用）

なお、簡易課税制度を選択した場合、2年間は継続して適用しなければならないこととされています。

【簡易課税の仕入控除税額の計算式】

仕入控除税額＝課税売上高に対する消費税額×みなし仕入率

（注）みなし仕入率は、総務省の日本標準産業分類により、第1種事業（90%）から第6種事業（40%）までの6つの事業区分ごとに定められています。

なお、平成26年度税制改正により、第5種事業であった不動産業については、第6種事業（40%）、第4種事業であった金融・保険業については、第5種事業（50%）とされています（平成27年4月以後開始年度から適用：平成26年9月までに簡易課税選択届を提出した場合について経過措置あり）。

7. 申告・納付

課税事業者は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から2か月以内に確定申告書を提出し、申告税額を納付することとされています（消法45、49）。

また、課税期間ごとに確定申告・納付を行うほか、直前の課税期間の確定消費税額に応じて中間申告・納付を行うこととされています（消法42、48）。なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することもできます。ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合であっても、中間申告では還付を受けることはできません。

8. その他

イ 届出書の提出

基準期間における課税売上高が1,000万円を超え課税事業者となった場合や、逆に1,000万円以下となり免税事業者となった場合、課税事業者が事業を廃止した場合等には、事業者は、各々その旨を記載した届出書を所轄税務署長に提出しなければならないこととされているほか、届出書の提出を要するケースが種々あり、各々の確な対応が求められます。また、自学校法人が今までにどのような届出等を行っているのかについて、普段から整理、認識しておくことが望まれます。

ロ 帳簿の備付け等

課税事業者は、帳簿を備え付けて、これに資産の譲渡等に関する事項等を整然と、かつ明瞭に記録し、かつ、これを7年間、納税地等に保有することとされています。

ハ 総額表示（税込価格表示）の義務付け

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して、値札やチラシあるいはカタログなどによって、商品やサービスなどの価格をあらかじめ表示する場合には、消費税額（地方消費税額を含みます。）を含めた支払総額（税込価格）の表示が義務付けられています。

ただし、平成25年10月1日施行の消費税転嫁措置法により、当面、税込価格であると誤認されないことを条件に税抜価格によることも認められることとなっています。

Ⅱ 学校法人の収益事業課税の概要

法人税の課税対象となる収益事業とは、「法人税法施行令に定められている34業種のいずれかを」、「事業場を設けて」、「継続して営んでいる」場合です（法法二十三）。

私立学校法上、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる収益事業は、文部省告示第96号（最終改正平成28年6月）において、18業種が認められていますが、税務上はこれにかかわらず、上記のように規定されています。したがって、私立学校法上の収益事業を行っている場合のみならず、学校法人会計本体（補助活動収入や雑収入等）の中に該当する収入があればそれらも法人税等の課税対象となります。

1. 34業種について

まず、法人税の対象となる収益事業は、法人税法施行令第5条第1項に定められている34業種に限定されますが、次のように、学校法人が収益事業として行う可能性のあるものは特殊なものを除きほとんど含まれていますので、この要件は現実の実務上はあまり意味がないものと思われます。むしろ、これらの業種に該当しても法人税の課税対象から除かれるものがありますので、その範囲を明確にしておく方が意義があるでしょう。

[法人税課税対象34業種]（法施令5①）

- 1.物品販売業
- 2.不動産販売業
- 3.金銭貸付業
- 4.物品貸付業
- 5.不動産貸付業
- 6.製造業
- 7.通信業
- 8.運送業
- 9.倉庫業
- 10.請負業
- 11.印刷業
- 12.出版業
- 13.写真業
- 14.席貸業
- 15.旅館業
- 16.料理店業その他の飲食店業
- 17.周旋業
- 18.代理業
- 19.仲立業
- 20.問屋業
- 21.鉱業
- 22.土石採取業
- 23.浴場業
- 24.理容業
- 25.美容業
- 26.興行業
- 27.遊技所業
- 28.遊覧所業
- 29.医療保健業
- 30.技芸教授業
- 31.駐車場業
- 32.信用保証業
- 33.無体財産権提供業
- 34.労働者派遣業

2. 「事業場を設けて」とは？

法人税法上では、「事業場を設けて営む」とは、固定的な施設において事業を行う場合だけでなく、その事業を行う上での拠点としての機能があれば、事業場を設けていることとなりますので、かなり広い意味といえます。むしろ、これに該当しないケースはまれであると考えた方がいいでしょう。（参考：法基通15-1-4）

- (1) 学校法人の場合に最もよくあるケースは、校内売店や学内食堂のように、固定的な施設を設置してその事業を行う場合です。このような場合には、物品販売業又は飲食店業固有（専用）の施設ということになり、明らかに「事業場を設けているもの」に該当します。
- (2) 専用の施設を持っていなくても、既存の施設を利用して事業を営む場合もあります。例えば、講堂や体育館を何らかの興業等に利用させる場合があります。本来その施設（講堂、体育館）は収益事業を目的とするものではなく、教育活動を目的とした施設です。しかしこのような施設であっても、本来の目的に使用しない間に随時、興業等のために利用されているような場合には、事業場を設けているものとみなされます（法基通15-1-4）。
- (3) また、学校法人が収益事業を外部に委託して行う場合がありますが、このような場合は、学校法人の委託を受けて実際に事業を行う者が事業場を設けていればこの要件を満たすものとされます（参考：法基通15-1-2）。
- (4) 学校法人ではあまり例がないかもしれませんが、移動販売や移動演劇興行のようにその事業を行う場所が点々と移る場合も「事業場を設けているもの」に含まれます。

3. 「継続して営んでいる」とは？

学校法人等が営む事業が法人税の対象となる収益事業に該当するには、事業場を設けて事業を行っているということのほか、継続して営まれていることが要件となります。

- (1) 年間を通じて設置されている購買部や学生食堂が、継続して営まれるものに該当することは異論がないでしょう。このように年間を通じて営まれる事業のほか、例えば、土地の造成および分譲、全集や事典の出版のように、通常一つの事業遂行に相当の期間を要する場合も「継続して営まれる」場合に該当します（法基通15-1-5（1））。
- (2) さらに、たびたび反復して行われる行為も含まれます（法基通15-1-5（2））。たとえば学校法人が年1、2回開催する程度のバザーであれば「継続して営まれる」とはいえませんが、毎月開催されているような場合はこれに該当することになるでしょう。
- (3) また、学校法人が営む一つの事業のうちの一部が収益事業に該当する場合は、その事業全体が継続して営まれているかどうかにより判定することとされます（法基通5-1-5(注)）。例えば、たまたま学校のグラウンドをある外部の団体の運動会の場所として貸したことがあったとしても、それが収益事業に該当することにはなりません。学校があらかじめ継続的に収益をあげることを意図してグラウンドを貸したわけではないからです。ただし、上記の団体の運動会のみならず、随時外部に貸しているような場合には、収益事業に該当しない貸付けも含め、全体として継続的に収益をあげる意図があるものとみられます。継

続して営むということは、その行為から収益を得ることを目的としているという学校法人の意図が継続しているかどうかにより判断します。

4. 収益事業に付随する行為も課税される

収益事業に付随して行われる行為も課税対象となります（法施令5①本文）。

(1) たとえば、学校法人が収益事業としての出版業を営んでいる場合で、その出版物についての講演会を開催したり、その出版物に広告を掲載したりすることによる収入も、課税対象となります（法基通15-1-6（1））。

(2) また、学校法人が収益事業としての技芸教授業を営んでいる場合、その技芸教授に必要な教科書や教材の販売も課税対象です。一方、学校法人の本来の目的である教育が収益事業としての技芸教授業の業種に該当する場合がありますが（法基通15-1-1）、修業期間が1年以上であること等一定の要件を満たすものは収益事業に該当しないこととされていますので、学則に規定して行う正規の教育活動のような場合は、教科書等の販売を含め、収益事業とはならないでしょう（法施令5①三十イ、同ロ、法施規7、同7の2）。

(3) 学校法人が収益事業としての宿泊施設（旅館業）を営んでおり、随時その施設において会議等のための席貸しをするような場合も付随事業として課税対象となります（法基通15-1-6（3））。

5. 固定資産の処分損益

収益事業に使用している固定資産の売却、除却に伴って発生する損益は、原則として収益事業の付随行為による損益とみなされます。例えば学校法人で製造業に使用する製造設備の更新に伴う旧設備の除却損や、運送業を行っている場合の車両の買換えに伴う損益は、当然に収益事業に含まれます。しかし次のように、固定資産の処分損益でも、収益事業に含めないことができる場合があります（法基通15-2-10）。

(1) 学校法人に対する収益事業の課税制度は、継続した事業活動から生じた所得に課税するという趣旨の制度ですから、付随行為の範囲も事業活動そのものに付随するものに限られます。土地等の長期保有に係る売却益は、長期間の所有によるキャピタルゲインであり、事業活動そのものの努力の成果として獲得されたものとはいえません。そこで、**相当期間（おおむね10年以上）保有していた土地・建物等の不動産の売却益には課税しないこととされています（法基通15-2-10（1））。**

(2) また、**収益事業を廃止した場合の固定資産の処分損益は、一種の清算損益であり、継続事業に対する課税を原則とする税法の立場からはその収益事業の付随行為ともいえず、収益事業には含まれないこととなります（法基通15-2-10（2））。**

6. 収益事業収支の区分経理について

学校法人の収益事業については、原則として法人税法上は区分経理が要求されています

(法施令 6)。学校法人が寄附行為上の収益事業を営む場合は、学校法人会計基準において、会計処理(会計帳簿)も計算書類(決算書)の作成も別にするのとされていますから、区分経理は自明のこととなりますが、学校の本会計の中の補助活動収入や付随事業収入などに法人税法上の収益事業に該当するものが含まれている場合(実務的にはこの方が多いと思われます)には、課税される事業についての収支を意識的に区分しなければなりません。

学校法人会計基準では、学校別等の部門別計算を行います。法人税法上の収益事業に該当するか否かの区分別の計算まで要求されているわけではありませんので、通常の会計処理をするほか、期末に会計帳簿をもとに課税収支の集計表を作る等、何らかの方法で法人税法上の収益事業の収支を会計帳簿と関連付けておくことが必要です。

7. 非収益事業への内部寄付が控除される

学校(専修学校を含む)が収益事業で獲得した資金を非収益事業(教育事業)へ支出(資金を移動)すると、その金額は、収益事業の利益(所得)計算上、寄付金とみなされ、次のいずれか大きい方の金額までが費用(損金)に算入されます(法37⑤、法施令73①三)。

- ① (内部寄付金支出前所得金額) × 50 / 100
- ② 200万円

ただし、同時に一方で非収益事業(教育事業)の資金を収益事業に元入れする等、実質的に資金の移動がない場合には、この扱いは適用されません(法基通15-2-4)。

8. 収益事業にかかる各税金の申告先、税率

税 目	申告・納付先 および時期	税 率		
		H26.10.1前開始年度	H26.10.1以後開始年度 (学校法人の場合は H27年度から)	H31.10.1以後開始年度 (法人税のみH31.4.1 以後開始年度から)
法人税	税務署 決算日後2か月 以内	所得×19%、ただし 所得800万円以下 部分につき15% (H26.3.31まで開始事 業年度については、別 途、税額×10%の復興特 別法人税)	所得×19%、ただし 所得800万円以下部 分につき15% (別途、法人税額× 4.4%の地方法人税)	所得×19% (別途、法人税額× 10.3%の地方法人税)
都道府県民税	都道府県税事務所 決算日後2か月 以内	法人税額×標準税率 5% (制限税率6% の範囲で各都道府県 が定める) +均等割(標準税率) 20,000円	法人税額×標準税率 3.2% (制限税率4.2% の範囲で各都道府県 が定める) +均等割(標準税率) 20,000円	法人税額×標準税率 1.0% (制限税率2.0% の範囲で各都道府県が 定める) +均等割(標準税率) 20,000円
市区町村民税	市区役所、町村 役場 決算日後2か月	法人税額×標準税率 12.3% (制限税率 14.7%の範囲で各市 区町村が定める)	法人税額×標準税率 9.7% (制限税率 12.1%の範囲で各市 区町村が定める)	法人税額×標準税率 6.0% (制限税率 8.4%の範囲で各市 区町村が定める)

	以内	+均等割(標準税率) 50,000円	+均等割(標準税率) 50,000円	+均等割(標準税率) 50,000円
事業税	都道府県税事務所 決算日後2か月 以内	所得400万円以下部分 ...所得×2.7% 所得400万円～800万円部分 ...所得×4% 所得800万円超部分 ...所得×5.3% (いずれも標準税率)	所得400万円以下部分 ...所得×3.4% 所得400万円～800万円部分 ...所得×5.1% 所得800万円超部分 ...所得×6.7% (いずれも標準税率)	所得400万円以下部分 ...所得×5.0% 所得400万円～800万円部分 ...所得×7.3% 所得800万円超部分 ...所得×9.6% (いずれも標準税率)
地方法人特別税	都道府県税事務所 決算日後2か月以内	事業税の所得割税額 ×81%	事業税の所得割税額 ×43.2%	廃止

(注) 1. 東京都区内は、都民税（区民税率を含む）、事業税および地方法人特別税の申告納付先は、都税事務所となります。

2. 都道府県民税および市区町村民税は、収益事業の所得の90%以上の金額を非収益事業に充てている場合や赤字の場合は、均等割を含め非課税となります（地施令7の4ただし書）。（ただし、所得があれば申告は必要）

なお、青色申告制度や欠損金の繰戻し還付制度は、学校法人にも適用されます。（ただし、法人税のみで、事業税、住民税にはこの制度はありません）

また、法人税等の中間（予定）申告の制度は、学校法人には適用されません。

Ⅲ 所得税の源泉徴収制度の概要

1. 所得税源泉徴収制度の意義

所得税は、所得を得た者が税務署に税金を申告・納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、これと併せて、給与や利子、配当、税理士報酬など特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

これは、給与や一定の報酬などを支払う法人（学校法人も含まれます）または個人が、その支払いを行う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

なお、平成23年度税制改正において復興特別所得税が創設され、平成25年1月1日から平成49年12月31日の間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、所得税額の2.1%の復興特別所得税を併せて徴収・納付することとされています。

以下、断らないかぎり、所得税にはこの復興特別所得税を含むものとして説明します。

2. 源泉徴収義務者

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある法人または個人を「源泉徴収義務者」といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校法人、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となります(所法 6)。ただし、常時 2 人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については、所得税を源泉徴収する必要はありません(所法 184、200、204②二)。

3. 源泉所得税の納税地

源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税は、その納税地（その給与等の支払事務を取り扱う事務所や事業所等の所在地）の所轄税務署に納付することになります(所法 17)。

4. 給与支払事務所等の届出

1. 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与等の支払者は、法人の設立や、給与等の支払事務所の新設等をした場合には、その事実が生じた日から 1 か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています(所法 230、所施規 99)。

2. 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与等の支払者は、解散や廃業、給与等の支払事務所の移転、閉鎖等をした場合には、その事実が生じた日から 1 か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することになっています(所法 230、所施規 99)。

5. 源泉徴収の対象となる所得の範囲

源泉徴収の対象となる所得の主なものは、その所得の支払を受ける者の区分に応じて次の表のとおりとなっています。

支払を受ける者	源泉徴収の対象となる所得の主なもの
居住者	預貯金等の利子等、配当等、給与等、退職手当等、特定の報酬料金等
(内国) 法人	預貯金等の利子等、配当等
非居住者	預貯金等の利子等、配当等、給与等、退職手当等、人的役務提供業の対価（以上、すべて日本国内に所得の源泉があるもの）

(注) 居住者および非居住者の定義については、実務ポイント【Q4】で説明します。

6. 主な所得の源泉徴収税額

①給与所得…給与等支給額に給与所得(又は賞与)の源泉徴収税額表を適用して求めます。

なお、源泉徴収税額表甲欄適用者については、年末調整手続が必要となります。

②退職所得…退職金支給額から下記の退職所得控除額を控除した残額の2分の1の額(勤続5年以下の役員の退職金の場合は2分の1の適用なし)に、所得税の年税額表を適用して求めます(所法22③他)。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(注) 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合は80万円とする。

なお、上記は本人から「退職所得の受給に関する申告書」を受領している場合の扱いであり、この提出がない場合は、一律に退職金支給額×20%の所得税を徴収することとされています。

③報酬料金等…報酬の種類により、若干扱いが異なりますが、例えば講演料の報酬については支払額×10.21%(ただし、1回の支払額が100万円を超える場合は、その超える部分については20.42%)の所得税を徴収することとされています。

7. 源泉徴収をする時期

所得税の源泉徴収をする時期は、源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ原則として源泉徴収をする必要はありません。ただし、配当等および役員賞与については、現実に支払っていない場合でも一定期間が経過した日(たとえば役員賞与については、支払うことが確定してから1年が経過した日)に支払ったものとみなされ、源泉徴収をする必要があります(所法181②、183②、212⑤)。

8. 源泉徴収をした所得税の納付

1. 納付期限

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税は、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないことになっています(所法181ほか)。

この納付期限までに納付されない場合には、原則として源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります(国税通則法60, 67, 68)。

2. 納期の特例

給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることによ

り、給与等や退職手当等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収した所得税を次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（所法216、217）。

なお、この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請月の翌々月の納付分からこの特例が適用されます（所法216、217⑤）。

期 間 区 分	納 付 期 限
1月から6月の間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月の間に源泉徴収した所得税	翌年1月20日

（注）納期の特例の適用が受けられる所得税は、次に掲げるものに限られます（所法216）。

- ① 給与等および退職手当等（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税
- ② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税

9. 個人住民税の特別徴収

1. 給与等からの個人住民税の特別徴収

給与等を支払う者は、その支払い時に、上記の源泉所得税とともに、その受給者の住民税（都道府県民税および市区町村民税）を徴収、納付しなければなりません。これを住民税の特別徴収といい、その給与等を支払う者を特別徴収義務者といいます（地方税法41、321条の3）。

給与等を支払う者は、毎年1月に、その前年に支払った給与等について、受給者の居住市区町村に「給与支払報告書」を提出し、受給者の居住市区町村は、これに基づいて給与等を支払う者に対し、特別徴収税額の通知を送付します。給与等を支払う者は、その年の6月から翌年5月までの間に支払う給与等から、その受給者について通知された住民税額の12分の1を各月に徴収し、翌月10日までに受給者の居住市区町村に納付する義務を負います。（前年の所得に対する課税です）

個人住民税の特別徴収についても、納期の特例制度があります。また、受給者の退職時には、徴収について特別な扱いがありますので、受給者の居住市区町村に異動届出書を遅滞なく提出することが必要です。

なお、報酬の支払については、個人住民税の特別徴収制度の適用はありません。

2. 退職所得に対する個人住民税の特別徴収

給与等の受給者が退職手当を受給した場合、給与等を支払う者（特別徴収義務者）は、原則として、その退職所得にかかる住民税を徴収し、その翌月10日までに受給者の居住市区町村に納付する義務を負います。（その退職所得に対する課税です）

IV 学校法人に対する寄付金に係る税務

学校法人に対する寄付金については、その公益性から各種の税法上の優遇措置がとられています。これらの制度は、学校法人等の公益法人へ寄付を行う者に対して税を軽減することにより、公益法人等への寄付の増進をはかるものです。

1. 個人が行う寄付（所得税寄付金控除：特定寄付金を支出した場合の所得控除）

個人が学校法人等に対して寄付金を支出した場合には、その個人のその寄付をした年分の所得税の計算上、所得控除（寄付金控除）を受けることができます（所法 78）。この所得控除を受けられる寄付金を、特定寄付金といいます。

（1）特定寄付金の範囲

特定寄付金の主なものは、次のとおりです。ただし、学校の入学に関してするものは特定寄付金には該当しないものとされています（所法 78②、所施令 217 ほか）。

- ① 国または地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金（財務大臣が個別に指定した寄付金、日本私立学校振興・共済事業団の扱う受配者指定寄付金等を含む）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
- ④ 認定NPO法人に対する寄付金で、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するもの

（2）学校が受領する寄付金

学校法人が受領する寄付金は、上記②または③に該当する場合があります。

○財務大臣が指定した寄付金（上記②に該当）

財務大臣が、特定の要件を満たすものとして指定したものは、特定寄付金に該当します。学校法人に対する寄付金も、指定を受ければ、これに該当することとなります。

○日本私立学校振興・共済事業団が扱う寄付金（上記②に該当）

日本私立学校振興・共済事業団の業務の一環として、学校法人の資金募集を容易にするため、受配者指定寄付金制度が設けられています。この制度では、寄付者は学校法人に対して直接寄付をするのではなく、同事業団にその寄付金を受配する学校法人を指定したうえで預託し、その後、その学校法人が同事業団に交付申請を行って寄付を受領することとされます。（ただし、これに該当する寄付を個人が行う場合の税務上の扱いは次項の特定公益増進法人に対する寄付金と同様となるので、日本私立学校振興・共済事業団では、原則として個人からは受け付けないこととされています）

○特定公益増進法人に対する寄付金（上記③に該当）

- ・ 特定公益増進法人の範囲

所得税法施行令第217条第1項に列挙されている法人をいい、学校法人については、いわゆる一条校および特定の専修学校、各種学校を設置する法人が該当します（所施令217④四）。

・ 所轄庁の証明等

特定公益増進法人に該当することの証明は、学校法人がその所轄庁（大学設置法人の場合は、文部科学省）に、特定公益増進法人であることの証明申請を行い、**所轄庁からその証明書の交付を受けることにより、この証明は5年間有効です。**

寄付をした個人が、所得税の寄付金控除の適用を受ける場合には、寄付先の学校法人から寄付金の受領証および上記証明書の写しの交付を受けて、確定申告書提出の際に添付または提示することが要件とされています。

(3) 寄付金控除額

個人が上記の特定寄付金を支出した場合、その個人のその支出した年分の所得金額から控除される寄付金控除の額は、次の算式により計算した金額となります。

$$\text{寄付金の所得控除額} = (\text{特定寄付金の合計額} \text{ と } \text{所得金額} \times 40\% \text{ のうちいずれか少ない額}) - 2,000 \text{ 円}$$

(4) 留意事項

① **特定寄付金に該当しないものとされる「学校の入学に関してするもの（寄付）」**とは、自己または子女等の入学を希望する学校に対してする寄付金で、その納入がない限り入学を許可されないこととされるものその他その入学と相当の因果関係のあるものとされています。これに関しては、**入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものを除きます）は、原則として「入学と相当の因果関係があるもの」に該当するものとして扱われます（所基通78-2）。**

② 金銭以外のものの寄付も寄付金控除の対象となり、その場合の寄付金の額は寄付した時のその寄付した財産の価額（時価）によるのが原則ですが、学校法人等に対する財産の贈与または遺贈のうち、後述のみなし譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けるものについては、特定寄付金の額は、その財産の時価から非課税とされる譲渡益の額を控除した原価の額（その財産の取得価額+売却費用相当額）となります（措法40⑥：詳細は後述します）。

(5) 税額控除制度

学校法人に対する特定寄付金のうち下記の要件を満たす場合には、所得税の計算において、**税額控除**を受けることができるとされています（**所得控除との選択適用**：措法41の18の3）。

【要件】（措施令26の28の2、措施規19の10の5）

①[実績判定期間(前期以前5年間)の通算でその学校法人の経常収入金額に占める寄付金の割合が20%以上である]か、または、[実績判定期間内に3,000円以上の寄付を行った寄付者の数が年平均100人以上である]こと

②寄附行為、役員名簿、財産目録等、一定の書類について、学校本部事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き閲覧させること

③寄付者名簿を作成・保存すること

①の寄付者数要件の改正1：定員が5,000人未満の学校法人については、
[判定基準寄付者数×5,000/定員数]が100人以上でよいこととされました。
(算式中の定員数が500未満の場合は500とする)
ただし、判定基準寄付者からの寄付金が、年平均30万円以上であることが必要です。
(平成27年分以後の所得税について適用)

①の寄付者数要件の改正2：公益目的事業費用等が1億円未満の学校法人については、
[判定基準寄付者数×1億円/公益目的事業費用等]が100人以上でよいこととされました。(算式中の公益目的事業費用等が1千万円未満の場合は1千万円とする)
ただし、判定基準寄付者からの寄付金が、年平均30万円以上であることが必要です。
(平成28年分以後の所得税について適用)

これらの要件を満たす学校法人は、その所轄庁(大学設置法人の場合は文部科学省)に、上記要件を満たすことについて証明申請を行い、所轄庁からその証明書(証明日から5年間有効)の交付を受けておく必要があります。

寄付者は、所得税の税額控除の適用を受ける場合には、寄付先の学校法人から寄付金の受領証および上記証明書の写しの交付を受け、確定申告書提出の際に添付することとされています。

【税額控除限度額】

税額控除限度額＝(該当する寄付金の合計額(総所得金額の40%が限度)－2,000円)
×40%
(所得税額の25%が限度)

(6) 個人住民税の扱い

個人が行う寄付金について、個人住民税の計算上は、税額控除の制度がありますが、寄付の区分ごとに扱いが異なります。

- ① 国または地方公共団体に対する寄付金
- ② 財務大臣が指定した寄付金(日本私立学校振興・共済事業団の扱う受配者指定寄付金等を含む)
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの

- ④ 認定NPO法人に対する寄付金で、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するもの

学校法人に対する寄付金は、②または③に該当するもののうち、**その寄付者個人の居住都道府県および市区町村が条例で指定したもののみが、税額控除の対象**となります。

税額控除の額は次のとおりです。

$$\text{税額控除限度額} = (\text{該当する寄付金の合計額(総所得金額の30\%が限度)} - 2,000 \text{円}) \\ \times 4\% (\text{都道府県民税})、6\% (\text{市町村民税})$$

この税額控除を受けるためには、**所得税の確定申告書に所定事項の記載が必要**です。

2. 法人が行う寄付（法人税：寄付金の損金算入限度額）

（1）法人が行う寄付金の分類

法人が行う寄付金については、次のように分類され、それぞれにおいて、法人税の所得計算上、損金算入限度額が設けられています(法法37)。

- ① 国または地方公共団体に対する寄付金
- ② 指定寄付金（財務大臣が個別に指定した寄付金、日本私立学校振興・共済事業団の扱う受配者指定寄付金等を含む）
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
- ④ 認定NPO法人に対する寄付金で、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するもの
- ⑤ 上記以外の寄付金

学校法人が受領する寄付金には、②、③または⑤に該当するものがあります。また、それぞれの範囲については、⑤を除き、個人が行う寄付金と同様です。

（2）損金算入限度額

- ①および②…全額が損金に算入されます。
- ③および④… $\text{損金算入限度額} = (\text{期末資本金} \times 0.375\% + \text{寄付前所得額} \times 6.25\%) \times 1/2$
(それぞれ⑤にかかる損金算入限度額とは別枠で損金算入できる)
- ⑤ … $\text{損金算入限度額} = (\text{期末資本金} \times 0.25\% + \text{寄付前所得額} \times 2.5\%) \times 1/4$

学校法人が受領する寄付金も、②に該当する場合、③に該当する場合、⑤に該当する場合で、**損金に算入できる限度額が異なります**ので、証明書の交付等に留意が必要です。

なお、法人税の計算においては、寄付金についての税額控除制度はありません。

（3）事業税・住民税上の扱い

法人事業税の所得計算上も、法人税の損金限度額計算がそのまま認められます。また、法人住民税の課税計算のもととなる法人税額も上記法人税の計算がそのまま認められます。

IV その他の税目

1. 登録免許税

課税の範囲

登録免許税が課税される登記、登録等は、不動産の登記をはじめ、特許権、会社の商業登記など、登録免許税法に列挙されたものです。学校法人の設立登記や、代表権者の登記などは登録免許税法に列挙されていませんから、登録免許税はかかりません（登録免許税法別表第一）。

課税標準・税率（国税）

不動産の権利の登記の課税標準は所在市区町村の固定資産台帳に登録されている価格ですが、登録がない不動産については登記機関が認定します。税率は、所有権移転登記、所有権保存登記、抵当権設定登記等の別に定められており、例えば不動産の所有権保存登記および所有権移転登記は、1,000分の4です。

学校法人の非課税

学校法人の行う次の登記には、登録免許税が課税されません（登免法4②、別表第三）。

- ①校舎、寄宿舎、図書館その他保育または教育に直接必要な附属建物の所有権の取得登記
- ②校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接保育または教育の用に供する土地の権利の取得登記

この非課税の扱いを受けるためには、登記を行う前に、その登記が上記①または②に該当することについて、学校法人の所轄庁（大学、高専設置法人の場合は文部科学大臣、それ以外は都道府県）に証明願を提出し、証明を受けたうえで、登記申請書にその証明書類を添付することが必要です。

2. 印紙税

課税標準・税率（国税）

印紙税の税額は、課税文書の種類ごとに1通または1冊あたり金額で定められ、また契約書や受取書（領収証）についてはさらに記載金額ランク別に定められています。

学校法人に関係すると思われる文書の課税関係は、次のとおりです。

文書の種類	税率（1通または1冊につき）	非課税文書
不動産・無体財産権（特許権・著作権等）・地上権・土地賃借権の設定 または譲渡契約書 消費貸借契約書	契約金額 10 万円以下のもの …200 円 契約金額 50 万円以下のもの …400 円 契約金額 100 万円以下のもの …1,000 円 契約金額 500 万円以下のもの …2,000 円 契約金額 1,000 万円以下のもの …10,000 円 契約金額 5,000 万円以下のもの …20,000 円 契約金額 1 億円以下のもの …60,000 円 契約金額 5 億円以下のもの …100,000 円 契約金額 10 億円以下のもの …200,000 円 契約金額 50 億円以下のもの …400,000 円 契約金額 50 億円を超えるもの …600,000 円 契約金額の記載がないもの …200 円 (注)不動産譲渡契約書については一部減額あり。	契約金額が 1 万円未満のもの
請負契約書	契約金額 100 万円以下のもの …200 円 契約金額 200 万円以下のもの …400 円 契約金額 300 万円以下のもの …1,000 円 契約金額 500 万円以下のもの …2,000 円 契約金額 1,000 万円以下のもの …10,000 円 契約金額 5,000 万円以下のもの …20,000 円 契約金額 1 億円以下のもの …60,000 円 契約金額 5 億円以下のもの …100,000 円 契約金額 10 億円以下のもの …200,000 円 契約金額 50 億円以下のもの …400,000 円 契約金額 50 億円を超えるもの …600,000 円 契約金額の記載がないもの …200 円 (注)建設工事請負契約書については一部減額あり。	契約金額が 1 万円未満のもの
継続的取引の基本契約書	1 通 …4,000 円 (注) 期間3ヵ月以内で更新の定めのないものは除く。	
債務保証契約書	1 通 …200 円 (注) 契約金額の記載のないものを含む。	身元保証契約書
売上代金等の受取書	売上代金の受取書 受取金額 100 万円以下のもの …200 円 受取金額 200 万円以下のもの …400 円 受取金額 300 万円以下のもの …600 円 受取金額 500 万円以下のもの …1,000 円 受取金額 1,000 万円以下のもの …2,000 円 受取金額 2,000 万円以下のもの …4,000 円 受取金額 3,000 万円以下のもの …6,000 円 受取金額 5,000 万円以下のもの …10,000 円 受取金額 1 億円以下のもの …20,000 円 受取金額 2 億円以下のもの …40,000 円 受取金額 3 億円以下のもの …60,000 円 受取金額 5 億円以下のもの …100,000 円 受取金額 10 億円以下のもの …150,000 円 受取金額 10 億円を超えるもの …200,000 円 上記以外の受取書 1 通 …200 円	<ul style="list-style-type: none"> 記載金額が 5 万円未満のもの 営業に関しないもの

学校法人の非課税

学校法人等、会社以外の特定の法人が作成する受取書（領収証）は、営業に関しないものとして、印紙税が課されません（印法 2、別表第一一十七）。この扱いは、収益事業に関して作成するものについても適用されます。

受取書以外の、不動産売買契約書、請負契約書等の印紙税課税文書については、学校法

人が作成するものも一般と同様に課税されます。

【平成28年度改正】

学校法人等が実施する奨学金貸与金にかかる貸借契約書（消費貸借契約書に該当）で、無利息等一定の条件を満たすものとして所轄庁から確認書の交付を受けたものについては、印紙税が非課税とされました。（平成28年4月1日以後3年内に作成されるものにつき適用）

3. 不動産取得税

課税標準・税率（都道府県税）

不動産取得税の課税標準は、固定資産課税台帳に登録されている不動産については通常はその登録価格です。固定資産課税台帳に登録されていないものについては、都道府県知事が固定資産評価基準に基づいて評価・決定します。

ただし、宅地については当面、その2分の1が課税標準とされます。

税率は、標準税率4%（土地・住宅用建物については当面3%）を基準に、各都道府県が条例により定めることとされています。

学校法人の非課税

学校法人が取得する次の資産については、不動産取得税が課税されません（地法73条の4①三）。

- ①その設置する学校において直接保育または教育の用に供する不動産
- ②その設置する学校および専修学校において寄宿舎の用に供する不動産

この非課税の扱いを受けるためには、その不動産の所在地の都道府県税事務所に対し、不動産取得税非課税申告書を提出することが必要です。

4. 固定資産税、都市計画税

固定資産税の課税標準・税率（市町村税、東京都は都税）

固定資産税の課税標準は、課税する各市町村が、総務大臣が告示した固定資産評価基準にしたがって算定した固定資産税評価額で、毎年1月1日現在の所有者に課税します。

税率は、標準税率1.4%を基準に、各市町村が条例により定めることとされています。

都市計画税（市町村税、東京都は都税）

都市整備などの費用に充てるための目的税であり、原則として都市計画法による市街化区域内の土地・家屋について賦課される税金です。課税標準や非課税資産の範囲等は、固

定資産税と同じです。また、税率は、制限税率 0.3%を上限に、各市町村が条例により定めることとされています。

学校法人の非課税

学校法人が所有する次の資産については、固定資産税及び都市計画税が課税されません（地法 348②九、地法 702 条の 2②）。

- ①その設置する学校において直接保育または教育の用に供する不動産
- ②その設置する学校および専修学校において寄宿舎の用に供する不動産

この非課税の扱いを受けるためには、その不動産の所在地の市区町村に対し、**固定資産税・都市計画税非課税申告書**を提出することが必要です。

5. 事業所税

課税標準・税率（指定都市のみ課税）

事業所税は、政令指定都市や人口 30 万人以上の市で指定された市が、事業を行う法人・個人に対して課税する税金で、課税標準・税率は、「資産割」と「従業者割」に区分されます。

「資産割」は、課税市内の事業年度末時点の事業所合計床面積 1 m²につき 600 円（免税点：使用床面積 1,000 m²以下）、

「従業者割」は、その事業年度に課税市内の事業所で支払われた従業者給与総額×0.25%（免税点：従業者数 100 人以下）です。

学校法人の非課税

学校法人が行う事業のうち、法人税法上の収益事業（このうち、学生・生徒のために行う事業は含まれない）以外の事業については、事業所税は課税されません（地法 701 条の 34 ②）。また、専修学校または専門学校（学校法人が設置するものを除く）が教育用施設で行う事業については、課税標準の 2 分の 1 が控除されます（地法 701 条の 41①）。

したがって、学校法人が税務上の収益事業を行っている場合には、該当する収益事業部分についての使用床面積および従業者給与総額をもとに事業所税の申告・納付をすることが必要です。

6. 自動車取得税、自動車税、自動車重量税

自動車取得税の課税標準・税率（都道府県税）

自動車取得税の課税標準は、原則として実際の取得価額ですが、平成 30 年 3 月までは取得価額 50 万円以下のものについては課税されません。税率は、自家用車は 3%（平成

26年3月以前は5%)、営業車・軽自動車は2% (平成26年3月以前は3%) です。また、低公害車については税率の軽減などの特例があります (エコカー減税)。

自動車税の賦課期日・税率 (都道府県税)

自動車税は、毎年4月1日を賦課期日として、その所有者に課税されます。自動車を新規に取得した場合には、通常、車両登録手続きの際に業者が取得日に応じた月割額を代行して納付します。その後の所有については、毎年4月1日時点の所有者に対して都道府県税事務所より納税通知書が送付され、それにしたがって納付します。税率は、車種・用途・排気量等ごとに標準税率 (金額) が定められ、その1.5倍を制限税率として、実際の適用税率は各都道府県が条例で定めます。軽自動車税については、平成27年4月以後の新規登録車から税率が引き上げられています。また、低燃費車、低排出ガス車については税率軽減の特例がある一方、環境負荷が大きい車両には10%~15%の重課措置があります。

自動車重量税の納付方法・税率 (国税)

自動車を新規登録する場合および自動車検査証の交付を受ける場合に、所定の用紙に印紙を貼付する形で納付します。通常、車両の新規登録手続きおよび車検手続きの際に業者が代行します。税率 (金額) は、車種・総重量・用途等に応じて定められています。また、電気自動車、ハイブリッド車等については税率減免等の措置があります。

(学校法人の所有する自動車についても、上記自動車関係の税制はそのまま適用されます)

【資金収支計算書科目と消費税の扱い】

資金収入の部			
大科目	小科目	概ね課否	具体的な扱い
学生生徒等納付金収入	授業料収入	非課税	
	入学金収入	非課税	入学許可年度に算入する
	実験実習料収入	非課税	
	施設設備資金収入	非課税	
手数料収入	入学検定料収入	非課税	
	試験料収入	課税	再試験、追試験料は非課税
	証明手数料収入	非課税	
寄付金収入	特別寄付金収入	不課税	特定収入 ただし指定寄付金・受配者指定寄付金で、用途が人件費や利子補給等のみのものは特定外
	一般寄付金収入	不課税	特定収入
補助金収入	国庫補助金収入	不課税	特定収入 ただし交付要綱等で、用途が人件費や利子補給等のみのものは特定外
	都道府県補助金収入	不課税	特定収入 ただし交付要綱等で、用途が人件費や利子補給等のみのものは特定外
資産売却収入	施設売却収入	課税	土地売却収入は非課税
	設備売却収入	課税	
	有価証券売却収入	非課税	課税売上割合算定上は、収入額×5%の額を非課税収入とする 特定収入割合算定上は、収入額そのものを非課税収入とする
付随事業・収益事業収入	補助活動収入	課税	
	附属事業収入	課税	
	受託事業収入	課税	
	収益事業収入		学校会計への繰入額ではなく、収益事業会計における収支各々について課税・非課税を判定、算入する
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入	非課税または不課税	預金等利子は非課税 配当金は特定収入
	その他の受取利息・配当金収入	非課税または不課税	預金等利子は非課税 配当金は特定収入
雑収入	私立大学退職金財団交付金収入	不課税	特定外

	施設設備利用料収入	課税	期間1か月以上の地代・住居家賃は非課税
	廃品売却収入	課税	
	その他の雑収入		個々の収入の内容による
借入金等収入	長期借入金収入	対象外	
	短期借入金収入	対象外	
	学校債収入	対象外	
前受金収入	授業料前受金収入	対象外	
	入学金前受金収入	非課税	入学許可年度に算入する
	実験実習料前受金収入	対象外	
	施設設備資金前受金収入	対象外	
その他の収入	〇〇引当特定資産取崩収入	対象外	
	前期末未収入金収入	対象外	
	貸付金回収収入	対象外	
	預り金受入収入	対象外	
資金支出の部			
大科目	小科目	概ね課否	具体的な扱い
人件費支出	教員人件費支出	対象外	通勤手当は課税
	職員人件費支出	対象外	通勤手当は課税
	役員報酬支出	対象外	通勤手当は課税
	退職金支出	対象外	
教育研究経費支出	消耗品費支出	課税	
	光熱水費支出	課税	
	旅費交通費支出	課税	海外出張旅費・日当は課税対象外
	奨学費支出	対象外	
	車両燃料費支出	課税	元売業者に支払う軽油引取税は課税対象外
	福利費支出	課税	慶弔金は課税対象外
	通信費支出	課税	国際電話料・郵便料は課税対象外
教育研究経費支出 (つづき)	印刷製本費支出	課税	
	出版物費支出	課税	
	修繕費支出	課税	
	損害保険料支出	非課税	
	賃借料支出	課税	期間1か月以上の地代・住居家賃は非課税

	公租公課支出	対象外	
	諸会費支出	非課税	対価性のあるものは課税
	会議費支出	課税	
	報酬・委託・手数料支出	課税	
	雑費支出	課税	
管理経費支出	消耗品費支出～〇〇支出		教育研究経費各科目に準ずる
	広報費支出	課税	
	渉外費支出	課税	慶弔金は課税対象外
借入金等利息支出	借入金利息支出	非課税	
	学校債利息支出	非課税	
借入金等返済支出	借入金返済支出	対象外	
	学校債返済支出	対象外	
施設関係支出	土地支出	非課税	売買仲介料は課税
	建物支出	課税	
	構築物支出	課税	
	建設仮勘定支出	対象外	完成時に課税・非課税を判定、算入
設備関係支出	教育研究用機器備品支出	課税	
	管理用機器備品支出	課税	
	図書支出	課税	
	車両支出	課税	
	ソフトウェア支出	課税	
資産運用支出	有価証券購入支出	非課税	
	〇〇引当特定資産繰入支出	対象外	
	収益事業元入金支出	対象外	
その他の支出	貸付金支払支出	対象外	
	前期末未払金支払支出	対象外	
	預り金支払支出	対象外	
	前払金支出	対象外	

私学法上の収益事業と法人税法上の収益事業の相違

私立学校法上の収益事業 (文部省告示最終改正H28.6.23第96号)	法人税上の収益事業 (法人税法施行令第5条)
1.農業、林業 2.漁業 3.鉱業、採石業、砂利採取業 4.建設業 5.製造業(武器製造業を除く) 6.電気・ガス・熱供給・水道業 7.情報通信業 8.運輸業、郵便業 9.卸売業・小売業 10.保険業(保険媒介代理業、保険サービス業に限る) 11.不動産業(建物売買業、土地売買業を除く)、物品賃貸業 12.学術研究、専門・技術サービス業 13.宿泊業、飲食サービス業(料亭、酒場、バー、キャバレー等を除く) 14.生活関連サービス業、娯楽業(遊戯場を除く) 15.教育、学習支援業 16.医療、福祉 17.複合サービス事業 18.サービス業(他に分類されないもの)	1.物品販売業 2.不動産販売業 3.金銭貸付業 4.物品貸付業 5.不動産貸付業 6.製造業 7.通信業 8.運送業 9.倉庫業 10.請負業 11.印刷業 12.出版業 13.写真業 14.席貸業 15.旅館業 16.料理店業その他の飲食店業 17.周旋業 18.代理業 19.仲立業 20.問屋業 21.鉱業 22.土石採取業 23.浴場業 24.理容業 25.美容業 26.興行業 27.遊技所業 28.遊覧所業 29.医療保健業 30.技芸教授業 31.駐車場業 32.信用保証業 33.無体財産権提供業 34.労働者派遣業

(注)知事所轄法人については、おおむねこの告示にしたがって、各都道府県の通知等により定められている。

(注)上記各業種について、課税・非課税の範囲が詳細に規定されている。